

【委員会記録】

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13 時 05 分)

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】(資料①②③)

- 議案第1号 平成 24 年度徳島県一般会計補正予算(第3号)
- 報告第1号 損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 退職職員の再就職状況について(資料④)

豊井経営戦略部長

まず、9月県議会定例会に提案を予定しております案件の全体状況につきまして、お手元に御配付の平成 24 年9月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件につきましては、議案 35 件及び報告3件でございます。

その内訳でございますが、予算案が第1号から第4号までの4件、条例案が第5号から第 18 号までの 14 件、負担金議案が第 19 号から第 26 号までの8件、契約議案が第 27 号から第 29 号までの3件、その他の議案につきましては、第 30 号から第 35 号までの6件、報告につきましては、第1号から第3号までの3件となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案といたしましては、平成 23 年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定、報告といたしまして、継続費精算報告書、平成 23 年度決算に係る健全化判断比率及び平成 23 年度決算に係る資金不足比率につきまして、今議会に提出すべく現在詰めの作業を行っておりまして、9月 24 日予定の本会議には追加提案させていただけるものと考えております。また、教育委員会委員に係る人事案件につきまして、閉会日に御提案させていただきたいと考えております。

それでは、議案の順序に従い、順次御説明いたします。

まず、予算案につきまして、お手元に御配付の平成 24 年度9月補正予算(案)の概要をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをごらんください。

今回の補正予算案につきましては、県民生活をしっかりと支えるという強い決意のもと、次の3つの視点に立って、重点化した施策をしっかりと盛り込み、編成をいたしました。

1つ目は、(1)に記載のとおり、国の 10 メートルメッシュの津波浸水予測が発表されたことなどを受けまして、「とくしまー0作戦」地震対策行動計画を加速化させる安全・安心対策の推進、2つ目の(2)は、厳しい経済雇用情勢に対応する経済・雇用対策の推進、3つ目といたしまして、(3)は、自然エネルギー立県とくしま

を目指す宝の島・とくしまの実現、これらの施策に取り組むこととしております。

また、補正予算の規模といたしましては、3の9月補正予算規模にお示しておりますとおり、一般会計で、105億9,711万8,000円、企業会計で、2億9,880万円、合計では、108億9,591万8,000円となっております。

資料2ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正に係る歳入であります(1)に記載のとおり、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、繰越金、諸収入及び県債となっております。

また、歳出につきましては(2)に記載のとおり、総務費から教育費におきまして補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度1枚物の提出予定議案をごらんください。予算以外の案件につきまして御説明いたします。

第5号徳島県防災会議条例の一部改正につきましては、災害対策基本法の改正により、都道府県防災会議の委員に自主防災組織を構成する者などが新たに加えられたことにかんがみ、徳島県防災会議の委員及び幹事を増員するものであります。

第6号徳島県災害対策本部条例の一部改正につきましては、災害対策基本法の改正に伴い所要の整理を行うものであります。

第7号水道法施行条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法により水道法の一部が改正されたことに伴い、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について条例で定めるものでございます。

第8号鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の制定につきましては、地域主権一括法により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されたことなどに伴い、知事が設置する指定猟法禁止区域などの標識の寸法について条例で定めるものであります。

第9号社会福祉法施行条例の制定につきましては、地域主権一括法により社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、軽費老人ホームなどの設備及び運営に関する基準について条例で定めるものであります。

第10号児童福祉法施行条例及び生活保護法施行条例の一部改正につきましては、地域主権一括法により児童福祉法及び生活保護法の一部が改正されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準などについて条例で定めるものでございます。

第11号障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の制定につきましては、地域主権一括法により障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準などについて条例で定めるものであります。

第12号医療法施行条例の制定につきましては、地域主権一括法により、医療法の一部が改正されたことに伴い、病院等の人員及び施設の基準などについて条例で定めるものであります。

第13号地方独立行政法人徳島県鳴門病院の重要な財産を定める条例の制定につきましては、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の設立に伴い、同病院が譲渡し又は担保に供しようとするときに知事の認可を受けなければならない重要な財産を定めるものでございます。

第 14 号老人福祉法施行条例の制定につきましては、地域主権一括法により老人福祉法の一部が改正されたことに伴い、養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準について条例で定めるものであります。

第 15 号介護保険法施行条例の制定につきましては、地域主権一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準などについて条例で定めるものであります。

第 16 号徳島県障害者の雇用の促進等に関する条例の制定につきましては、障害者の雇用の促進等について基本理念を定め、また県の責務、事業主、障害者雇用関係団体及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の雇用の促進等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、働く意欲のある障害者がその特性に応じて能力を発揮することができる社会の実現に寄与するため、条例を制定するものであります。

第 17 号徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部改正につきましては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部が改正されたことなどにかんがみ、徳島県高等学校修学等支援基金について当分の間、県が行う高等学校等の生徒の授業料の軽減に係る措置に要する経費の財源に充てる場合に処分することができることとするものであります。

第 18 号徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、日野谷発電所に係る水利使用許可の更新における常時使用水量の変更及びマリンピア沖洲太陽光発電所の新設に伴い、電気事業の規模を改めるものであります。

第 19 号から第 26 号までは、平成 24 年度の県営事業に対する受益市町村負担金につきまして、地方財政法第 27 条第 2 項などの規定に基づき、議決をお願いするものであります。

第 27 号基幹農道工事伊勢田トンネルの請負契約の変更請負契約につきましては、工事内容の見直しなどから、契約金額について 5 億 400 万円を 4 億 9,901 万 8,800 円に変更を行うものでございます。

第 28 号徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約につきましては、契約金額が 10 億 2,060 万円、契約の相手方は、IHI インフラ建設・大日街路工事末広住吉高架橋上部工建設工事共同企業体となっております。

第 29 号川内大代線緊急地方道路整備工事加賀須野橋上部工の請負契約につきましては、契約金額が 15 億 8,865 万円、契約の相手方は、横河ブリッジ・神例造船緊急地方道路整備工事加賀須野橋上部工建設工事共同企業体となっております。

第 30 号財産の出資につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議決をお願いするものであり、出資財産は、地方独立行政法人・徳島県鳴門病院設立に係る土地、建物、物品一式でございます。財産の価額は、13 億 6,925 万円、出資の相手方は地方独立行政法人徳島県鳴門病院となっております。

第 31 号につきましては、病院事業会計の平成 23 年度決算の認定を、第 32 号から第 35 号につきましては、企業局の各会計に係る平成 23 年度剰余金の処分及び決算の認定をそれぞれお願いするものでございます。

続きまして、報告案件でございます。

報告第 1 号損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては 7 件で、合計金額は 184 万 8,642 円となっております。

報告第2号損害賠償(道路事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては11件で、合計金額は414万8,000円となっております。

報告第3号損害賠償(誤認による取締行為)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては3件で、合計金額は6万1,534円となっております。

提出予定案件の全体状況は以上でございます。

次に、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、お手元の総務委員会説明資料により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は2件であり、その内容は予算案1件、報告1件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、一番下の総計欄の左から2つ目でございますが、今回の補正額が、47億61万円であり、補正後の合計額は、その右隣で、1,271億9,928万9,000円となっております。

2ページをお開きください。

課別主要事項でございますが、総務課につきましては高等学校等就学支援金に要する経費の補正でございます。

3ページをごらんください。財政課につきましては基金の積立金の補正でございます。

4ページをお開きください。管財課につきましては本庁庁舎等の防災機能強化に要する経費の補正でございます。

5ページをごらんください。一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

6ページをお開きください。専決処分の報告についてでございますが、職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、記載のとおり2件の報告をさせていただくものでございます。

1件目が、徳島市所在の法人と賠償金額1万5,520円で和解したものでございます。その内容は、平成24年3月30日に小松島市内の駐車場に県有車両が進出した際、後方を十分に確認せずにバックで出庫してきた相手方車両と接触したものでございます。2件目が美馬市所在の法人と、賠償金額17万1,940円で和解したものでございます。その内容は、平成24年7月5日に美馬市内の国道において県有車両が交差点を右折していたが進路の誤りに気づき、ハンドルを左に切ったところ後方から走行してきた相手方車両と接触したものでございます。

以上、提出予定案件の概要につきまして説明を終わらせていただきます。

続きまして、この際御報告いたします。

退職職員の再就職状況でございます。平成23年度に退職した本庁正課長級以上の職員の再就職先等の状況につきまして、お手元の資料1のとおり、公表することいたしましたので、御報告いたします。

続きまして、職員の不祥事案に関し、御報告をさせていただきます。去る7月12日付で、上司からのたび重なる指導にもかかわらず、職場等での暴言及び暴行並びに器物損壊などを繰り返したため、東部県土整備局の職員を懲戒免職の処分といたしました。

また、8月1日付で、営業のため来庁していた女性の脇腹を衣服の上から触った総務課の職員を停職3月の処分とするとともに、教育委員会に在籍中に、出張先での用務を全うすることなく、当時の上司と私的旅

行を行ったことなどについて、教育委員会からの依頼により、国際戦略課の職員を停職1月の処分といたしました。

こうした行為は、公務員としてあるまじきものであり、まことに遺憾であります。

今後、職員一人一人に対して、繰り返し繰り返し綱紀の肅正及び服務規律の確保を徹底し、全力で取り組んでまいります。

以上で報告を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

南委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

古田委員

1つは、計画停電が言われて、県はサマータイムの導入など計画停電を回避するためにいろいろ努力をされてきました。7月1日から始められたわけですが、7月の途中などはマスコミでも報道されましたが、7月、8月と最近のトータルでどのくらいの節電ができたのかお知らせいただきたいと思います。

藤本管財課長

庁舎の節電状況に関する御質問でございますが、四国電力から数値目標のある節電要請は9月7日をもって終了いたしました。この間、計画停電などの不測の事態もなく経過しました。現在、本県が実施しております「あわ・なつ時間」の取り組みでございますけれども、ことしで2年目を迎えております。とりわけ、電力需給の逼迫といった状況のもと、県みずからが率先して節電に取り組んでいくという趣旨で行っておりまして、この取り組みは9月末まで継続して取り組むこととしております。

スタートしましてから2カ月余りが経過しておりまして、この7、8月の2カ月間の状況でございますが、まず、すべての「あわ・なつ時間」の実施対象庁舎における電力使用量の状況でございますが、7、8月分の合計で約172万キロワットアワーを消費しております。平成22年同期の213万キロワットと比べますと約41万キロワットアワー、率にしまして19%の節電となっております。内訳につきましては、本庁舎の消費電力が約83万キロワットアワー、平成22年度と比べまして約22万キロワットアワー、率で約21%の削減となっております。

本庁舎以外の「あわ・なつ時間」の実施対象庁舎につきましては約89万キロワットアワーの消費電力でございましたので、平成22年度と比べまして約19万キロワットアワー、率で約17%の削減となっております。

古田委員

伊方原発がとまった状況でも、県民、企業、いろいろなところで節電の取り組みがなされ、県が率先してそ

いう役割を果たしたわけですが、原発を動かさなくても大丈夫だということが証明されたんだと思います。伊方原発を動かさなくても、県民の節電などで大丈夫なんだということ、冬も夏も大丈夫だったんだから。ぜひこうした取り組みを今後も続けていただいて、そういう機運を高めていただきたいと思います。

次に、オスプレイの問題について伺いたいと思います。

オスプレイの10月運航に向けて、日米両政府は、モロッコやフロリダでの事故、ノースカロライナでの緊急着陸、いずれも機体に問題はなかったということで、運航しようとしています。議会では、全国に先駆けて反対の意見書を提出していただきました。また、知事さんや議長さんが防衛省へ行かれて、運行中止の要請もされておりますが、6月議会以降、どういう取り組みをされてきたのか伺いたいと思います。

田尾総務課長

オスプレイについて、6月議会以降の取り組みについてということでございます。

6月議会の終盤と重なりますけれども、まず7月5日に飯泉知事、樫本議長が防衛省へ出向きまして要請を行いました。その後7月中旬になりまして中四国の防衛局から来県しましてオスプレイの配備計画についてなど説明を受けたところでございます。その後8月7日に委員がおっしゃいましたとおり、四国四県の正副議長会で緊急アピールが採択されました。県といたしましては、この間、中四国防衛局を通じまして、情報の提供をいただいていたところでございます。県として新たなアクションを起こしたということは、特にはございません。様子を見てまいったというところでございます。

古田委員

モロッコの墜落事故やフロリダの事故に対して、国は報告書ができて、沖縄県や山口県に対して説明をしていくということが報道されているんですが、低空飛行訓練が予定されているこの徳島県にも、きちんと報告をするよう防衛省に求めるべきだと思いますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

田尾総務課長

モロッコ、フロリダでの事故の原因分析につきましては、防衛省におきましてオスプレイの安全性に係る分析評価チームというものが設置されておりまして、これが7月25日でございます。そのチームにおきましてアメリカの報告書を客観的に、日本の事故の評価に準じた方法でもって分析するというを行っております。きょうの昼のニュースでも、防衛大臣が山口県へ出向いて説明した。きのうは沖縄県に防衛大臣が出向き説明したと報じられておりましたけれども、そうした防衛省のチームにおいて、分析評価したものにつきまして、私どもとしましては、防衛省に説明を求めているところでございまして、まだ日程は決まっておりませんが、本県にも説明がなされるものと考えております。

古田委員

物をきちんとと言えない今の防衛省は、日本独自に安全性を検証して報告するのではなくて、アメリカが出したものを追認すると。

この前、私ども県議団で9月7日に防衛省の担当者にいろいろお話を聞きましたが、環境レビューで示され

た報告書の中でもオレンジルートっていうのが示されています。じゃあその示した目標となっているところはどこなのか、アメリカから具体的に説明を受けたのかと聞くと、聞いたけれども言ってくれないからわかりませんと、そういう姿勢なんです。何事につけてもアメリカの言うがまま。機体に問題はなかったとアメリカが言う、そのまま伝える。そんな姿勢でいいのかと強く思いました。

人為的なミスだとモロッコの事故も片づけているんです。10メートル少しの風によって安定が保たれずに墜落したとか、副操縦士は160時間しか乗っていなかったのだから落ちたんだとか言うんです。日本で低空飛行訓練をやろうとしている人たちっていうのは、それ以上にたくさん訓練した人ばかりが来るのかということそうではないでしょう。今回のモロッコやフロリダでの事故や緊急着陸、ひびが入って油漏れして、緊急着陸になったということを見ても、わずかなミスでも墜落事故が起こるオスプレイは構造上問題があると思いますが、そういったところに日本の防衛省がきちんと安全が確保できるのか、検証してくれないとやはり、認めるわけにはいかないと思うんです。

毎日新聞の報道では、飯泉知事は、配備に対しても訓練に対しても反対ですとアンケートに回答されていますが、県としてもそういう立場で臨まれるんですよ。

そこを確認したいと思います。

田尾総務課長

オスプレイの配備計画につきましては、言うまでもなく国の専管事項であります外交、防衛に関する事項ではありますけれども、安全性が確保されたとは言えないものについて、県民の安全・安心を守ることが最大の責務であります県といたしまして、強い懸念を示した、そういうものでございます。

古田委員

知事が、配備に対しても訓練に対しても反対ということを表明されていますよね。知事が表明されたことと県は同じ立場で頑張ってくださいるんですよ。

田尾総務課長

アンケートにつきましては、県として強い懸念を示すというような姿勢から、そういった回答になったものでございます。

古田委員

懸念ということと、反対ですよという強い意志とはちょっと違うと思いますけれども、アンケートに答えた知事の趣旨に沿って対応していただきたいと思います。

それと、防衛省に聞き取り調査をした際に、地方防衛局へ寄せられた米軍機の低空飛行の情報について、米軍からの報告を聞きました。徳島県の場合、平成23年度は4件、24年度は1月と3月の2件だと報告を受けました。県としては防衛局からきちんと報告を受けているのでしょうか。それぞれの市町村から、米軍機の低空飛行があった旨の報告を受けたら外務省にも防衛局にもきちんと報告や問い合わせをしているのでしょうか。

田尾総務課長

米軍機と思われる飛行物体の低空飛行につきましては、市町村から情報をいただきまして、その情報をもとに外務省日米地位協定室に、こういう事案があったんですけれども米軍機でしょうかという問い合わせを、また米軍機であれば低空飛行をしないように申し入れをしていただきたい旨をお伝えしてございます。中四の防衛局に対しまして、同様の情報をお送りしているところであります。

古田委員

外務省と防衛局からちゃんと報告はもらってるんでしょうか。県はファクシミリで問い合わせをしているんだから、文書での報告を求めるべきだと考えますがその点はいかがですか。以前に外務省へ行ったとき、文書での回答を希望したらそうしますと私たちには約束してくれました。県がそういう姿勢で臨んでいただくことが大事だと思うんですけど。私たちのところには、去年とことし、合わせて6件の報告が防衛局から届いていますが、県はちゃんと報告をもらっているのですか。

田尾総務課長

防衛局あるいは外務省からの私どもの通報に対する回答ということでございますが、回答をいただけるときもあればいただけないときもあると。要するに、米軍へ確認したけれども確認できなかったという事例もよくございます。それから、委員がおっしゃった6件につきましては、私どもに直接連絡はいただいております。通常、私どもファクシミリで外務省及び防衛局へ連絡しているわけですが、返事は電話などでいただいております。書面ではいただいております。今後も外務省及び防衛局へは、お願いはしておりますけれども、恐らく今までどおりの運用になるのではないかなと考えております。

古田委員

広島県などは、岩国基地などの米軍に対して申し入れをしています。そうしたら、きちんと返事が返ってきていますよ。ですから県としてもきちんと回答を求めてください。そうしないと情報の共有ができないじゃないですか。それと日米の合同委員会がありますが、先日の聞き取り調査では、防衛省と外務省とがきちんと情報を共有してやっているとは思えなかったんです。そういう点でも両者が情報を共有して事に当たってほしい、低空飛行訓練をやめてほしいということを強くアメリカに対して求めていってほしいと思います。

藤田副委員長

古田委員さんから、先ほど節電対策の質問がありましたが、関連してちょっとお伺いしておきます。きょうも午前中大変暑かったんですね。今はクーラーを入れていただいて快適ですから私もネクタイをしても暑くありません。県民挙げての節電は大事だと思います。そのために、一生懸命節電に励んできたわけです。その努力には敬意を表するわけですが、節電と電力政策というのは非常に難しい問題があります。ここは所管が違いますから、その質問は別にさせていただきますが、節電の中で、このごろ本当に気候が不

順です。ことしも残暑が非常に厳しい。連日 30 度を超える気温が続いているわけですが、県庁の節電というのは9月は、どういう基準で冷房、暖房を入れているのか伺いたい。

藤本管財課長

夏の冷房につきましては、外気温が 28 度を上回る状況になった場合に冷房を入れるという運用を行っています。

藤田副委員長

それは、7月から8月。9月は残暑が非常に厳しい。こういうときの対応はどうしているんですか。

藤本管財課長

ただいまの期間につきましては、基本的に7月から9月末までの間、運用させていただいております。

藤田副委員長

よくわかりました。私も少し誤解があって9月が来たら冷房を切っているのかと思いました。午前中、暑かったものですから。全庁的に快適な、仕事もはかどるような体制をつくるのも大事ですから。実は控室もちょうど 28 度でした。委員会室も昼からは二十七、八度と聞いております。余り型に縛られず、ただ決めたことを守るだけが環境整備ではありませんので、柔軟に対応していただいて、働きやすい職場、それで節電をやるんだということをお願いしておきたいと思います。ちょっと誤解もありましたが、ぜひ 28 度を厳守した中で9月いっぱい頑張っていただきたい。終わります。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(13 時 46 分)